

赤い羽根 おうえんプロジェクト
～応援したい取り組みを、あなたが選べる赤い羽根募金～

「赤い羽根 おうえんプロジェクト」とは

福祉に係る社会課題・地域課題の解決や改善に取り組む NPO 法人や社会福祉法人、任意団体等が、プロジェクトの参加団体として 県共同募金会と連携しながら、主体的に共同募金運動を展開し、共感と応援と寄付を募る共同募金運動です。

活動資金と支援の輪の広がりを、福祉に係る諸課題解決に活かしたい団体からの申請を募集しています。

- 寄付者にとっては、赤い羽根共同募金を通じて、特に 応援したい団体や活動を選んで寄付できる「使途選択型の共同募金」となります。

※ 対象となる活動分野や参加団体の要件、配分額の算出方法等の詳細につきましては、「参加団体募集要項」をご確認ください。

● 申請にあたって

- ・【必須】事前相談: 令和 7 年 6 月 16 (月) まで (電話または対面)
- ・参加申請の期限: 令和 7 年 6 月 30 日 (月) 17 時まで必着

○ 「赤い羽根 おうえんプロジェクト」参加申請・お問い合わせ先 ○

社会福祉法人 栃木県共同募金会

〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内

担当: 池田 (日本ファンドレイジング協会 認定ファンドレイザー)

電話: 028-622-6694





「赤い羽根おうえんプロジェクト」の特徴

赤い羽根おうえんプロジェクト スケジュール

- ・ 申請募集・受付（4月から6月まで）
- ・ 参加団体の審査・決定（7月から8月）
※ 審査を行い10団体程度を今年度の参加団体として決定
- ・ 募金運動に向けた準備のための会議
（9月～12月の間に3～4回開催）
- ・ 各参加団体、募金運動実施（申請翌年1月～3月末）
- ・ 各参加団体による申請事業の実施
（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

「ファンドレイジング」の基本的な考え方を身に付けながら、準備を進めていきます。

赤い羽根おうえんプロジェクト

寄付金は、共同募金として取り扱います。参加団体ごとに寄付額をとりまとめ、その全額に最大 20 万円の加算額を加えます。

1～3月に各参加団体が主体的に募金活動した寄付額の全額
+ 10～12月期の共同募金から最大20万円を加算



※ 寄付額をいわば県民から託された“期待票”として捉え、10～12月期の共同募金からも寄付額に応じ段階的に加算して配分します。

赤い羽根／おうえんプロジェクト
～応援したい取り組みを、あなたが選べる赤い羽根募金～
参加団体募集要項

1 「赤い羽根 おうえんプロジェクト」とは

寄附者が赤い羽根共同募金を通じて、福祉に係る社会課題・地域課題を解決するための活動の中から、特に応援したい活動を選んで寄附し、その寄附額がその団体への配分額に直接反映される使途選択募金の取り組みです。

本プロジェクトに参加する福祉に係る社会課題・地域課題の解決に取り組む団体（以下、「参加団体」という。）にとっては、単に共同募金の配分金によって活動の財源を得るだけではなく、赤い羽根共同募金という信頼のしきみを活用し、募金活動を通じて社会課題・福祉課題や自団体の活動についての広報・啓発を行いながら、共感や応援と寄附を募る取り組みです。

2 募金と配分のしくみ

（1）募金活動及び募金運動期間等

参加団体が提示する課題と必要資金額等を、栃木県共同募金会が審査を行った上で、募金を呼びかけます。

申請年度の12月末までを募金運動準備期間とし、1月1日から3月31日までを「赤い羽根 おうえんプロジェクト」の募金運動期間とします。各参加団体が主体的に募金運動を展開し、栃木県共同募金会が寄附金の管理、広報の支援等を行います。

（2）配分額の算出方法

寄附金は共同募金として取扱い、参加団体ごとに寄附額をとりまとめ、その全額をその団体へ配分します。さらに、その寄附額をいわば県民から託された“期待票”として捉え、使途選択募金以外の通常の共同募金からも加算して配分します。

加算額は下表を目安としますが、事業内容を勘案し、予算の範囲内で調整することとします。

募金運動期間は申請年度の3月31日で終了となりますが、申請の翌年度4月1日以降も同年6月末日までに使途選択が明示された寄附が寄せられた場合には、寄附者の意志を尊重し、8月に追加の配分決定を行い、各参加団体の申請の翌年度の事業に対し、配分を行います。

使途選択募金寄附額	配 分 額	備 考
1万円～5万円未満	「使途選択募金寄附額」＋2万円	
5万円～40万円未満	「使途選択募金寄附額」×1.5	
40万円以上	「使途選択募金寄附額」＋20万円	

（3）配分対象となる経費

原則として、申請のあった活動の実施、目標達成に必要な経費とし、管理運営に係る経費及び人

件費は対象となりません。また、配分決定額に応じ、改めて事業の計画書等を提出していただきます。なお、配分対象とする経費は申請の翌年度の4月1日に遡及して適用することができます。

また、配分金の使途に関しては、事業活動終了後1ヶ月以内に報告書を提出していただきます。

(4) 配分対象となる活動の実施期間

申請の翌年度(4月1日から3月31日まで)とします。

3 配分対象とする主な活動分野

配分対象とする活動分野は、福祉に係る社会課題、地域課題とし、公的な制度では解決できない様々な課題の解決に取り組む活動とします。

- (1) ニート・引きこもり等に対する支援活動
- (2) 虐待防止活動、虐待を受けている人への保護活動
- (3) 障害者の地域移行を支援する活動
- (4) 子どもの貧困対策となる活動
- (5) 自殺予防活動
- (6) 難病者への支援活動
- (7) 犯罪被害者家族等への支援活動
- (8) 地域に暮らす外国人に対する支援活動
- (9) 子育てに悩む家庭への支援活動
- (10) 生活課題を抱える高齢者等への支援活動
- (11) その他、福祉に係る社会課題、地域課題の解決に取り組む活動

4 参加団体の要件等

(1) 参加団体の数

申請のあった団体の運営状況、活動内容等を審査し、概ね10団体程度を参加団体として決定します。

(2) 参加団体の要件

下記の要件を満たした団体を対象とします。

- ① 主に栃木県内で活動する民間の非営利団体であること(法人格の有無は問わない。)
- ② 3名以上で構成され、団体としての活動実績が1年以上であること。
- ③ 組織の運営に関する規則(会則、定款等)があり、事業内容、会計情報等を公開できること。
また、団体名義の金融機関預金口座を開設していること。
- ④ 政治活動、宗教活動を目的とした団体でないこと。
- ⑤ 共同募金運動を通して、課題解決の必要性や当該団体の活動を広く住民に伝え、寄附者からの信頼に十分に応えうる組織体制を持つこと。

また、他の共同募金配分について申請を行う団体であっても、申請事業の重複がなければ、本プロジェクトへの参加を申請することができます。

5 申請方法

所定の申請用紙に必要事項を記入し、添付書類とともに申請年度の4月1日から6月30日までの間に栃木県共同募金会事務局あてご提出ください（郵送可、締切日必着）。

なお、参加団体として決定後、申請内容及び事業予算等に関する詳細資料をご提出いただきます。

6 その他留意点

- (1) 原則として、寄附受領に際して共同募金会が取得した寄附者の情報は、各参加団体に提供することとはできません。
- (2) 参加団体を決定するための審査に際しては、ヒアリングを行います。
- (3) 申請年度の8月から12月末までの募金運動準備期間には、全参加団体合同の企画会議を複数回、平日に開催することを予定しています。
- (4) 次の事業は配分対象となりません。
 - ① 会員、構成員同士の親睦のみを目的とした交流事業
 - ② 特定の個人活動またはそれに類する活動
 - ③ 国又は地方公共団体が設置かつ経営し、もしくはその責任に属するとみなされる事業
 - ④ 他団体または下部組織への助成を目的とした事業

7 実施手順

- (1) 課題解決のために活動する団体の申請募集・受付（～6月末まで）
- (2) 参加団体の審査・決定（概ね10団体程度を7月の配分委員会において決定）
参加団体が、申請内容及び事業予算等に関する詳細資料を提出（8月上旬）
- (3) 参加団体等とともに、寄附金募集のための企画会議（8月～12月）
- (4) 募金運動実施（翌年1月～3月）
- (5) 配分決定は申請の翌年度5月以降に開催される理事会及び定時評議員会において行い、各参加団体に配分決定を通知する。参加団体は、配分決定額に応じた交付請求書及び事業計画書等を提出の上、事業を実施する。ただし、配分対象とする経費は4月1日に遡及して適用する。
- (6) 申請の翌年度8月に追加の配分決定を受ける参加団体がある場合には、別途、各参加団体に追加の配分決定を通知する。参加団体は、配分決定額に応じた交付請求書及び事業計画書等（上記（5）で提出したものを修正）を提出の上、事業を実施する。ただし、配分対象とする経費は4月1日に遡及して適用する。